

東京第一検察審査会

平成27年（申立）第7号審査事件

## 上申書(3)

平成27年（2015年）9月25日

東京第一検察審査会御中

申立人ら代理人 弁護士 河合 弘之

同 弁護士 保田 行雄

同 弁護士 海渡 雄一

### 上申の趣旨

本上申書は、さる7月17日に議決された東京第五検察審査会の東京電力株式会社（以下「東京電力」という）役員3名の起訴を求める旨の議決が、本件審査事件にとって持つ意味を解明することを目的としている。そして、この議決の内容（以下、「本件議決書」という）に基づくならば、東京電力役員ら3名だけでなく、東京電力の津波対策責任者2名と経産省原子力安全・保安院（以下「保安院」という）の津波対策審査担当と責任者3名をさらに起訴し、合計8名を被告人とする刑事裁判を行い、福島原発事故の真相を明らかにし、その刑事責任を厳しく追及することが必要でありかつ可能であることを述べる。

### 上申の理由

## 目次

はじめに.....	3
1 東電元役員 3 名の強制起訴が決定.....	3
2 強制起訴議決は政府事故調の描いてきた事実を書き換えた.....	3
第 1 津波対策に関する公的機関の見解と耐震バックチェックの枠組み.....	4
1 津波対策を促す公的機関の活動.....	4
2 新指針の既設原発への適用をめぐる水面下の動き.....	5
3 耐震バックチェックルール.....	7
4 耐震バックチェックを指針改訂後 2 年以内に完了することは国の方針であった8	
5 「必要ならば対策を立てるように指示する。」方針であった保安院.....	10
6 バックチェックルールの法的な位置づけ.....	11
第 2 東京電力は、推本の長期評価を取り入れ、2009 年 6 月までに津波対策を完了する方針であった.....	11
1 平成 19 年（2007 年）12 月には、耐震バックチェックにおいて、長期評価を取り込む方針で進められることになった.....	12
2 事故を招いた 2008 年 6 月の武藤副社長らによる津波対策先送りの方針転換14	
3 2008 年 7 月末日の方針転換.....	16
4 先延ばし工作に腐心する.....	17
第 3 保安院は何をしていたのか.....	19
1 貞観津波をめぐる東電と保安院の暗闘.....	19
2 15.7メートルのシミュレーション結果を東電は保安院に提出せず、隠した23	
3 福島第一原発のバックチェックの最大の難問は、津波対策であった.....	23
第 4 強制起訴議決の理論的根拠.....	24
1 電力会社の高い注意義務を認めた.....	24
2 まれな自然現象も考慮しなければならない。.....	26
3 原子炉が浸水すれば致命的であることはわかっていた.....	27
4 東電役員被疑者らには具体的な予見可能性があった.....	27

## はじめに

### 1 東電元役員3名の強制起訴が決定

平成27年(2015年)7月31日、東京第五検察審査会は、昨年7月31日に引き続き、同年1月22日に東京地検が再度の不起訴処分とした勝俣恒久、武藤栄、武黒一郎について、業務上過失致死傷罪で起訴を求める旨の議決を行った。既に、裁判所は弁護士会の推薦を受けて検察官役として5名の弁護士を選任した。まもなく、この指定弁護士によって3名の強制起訴がされることとなっている。

本件議決書においては、東京電力が、平成19年(2007年)12月には、地震調査研究推進本部(以下「推本」という)の長期評価を取り入れ、平成21年(2009年)6月までに津波対策を講じて、耐震バックチェックを完了する方針を決定していたこと、東京電力土木調査グループが、平成20年(2008年)6月、別件被疑者武藤に対して行った説明は、上記方針に基づく対策案の説明であり、東京電力が、同年7月、土木学会への検討を依頼するという方針は、既に東京電力内部で決定されていた方針を転換し、早期に終えなければならない耐震バックチェックを数年間にわたって引き延ばす異例なものであったことが明らかになった。この議決内容は、これまでの政府事故調・検察庁が認めた事実とは重なる部分もあるが、その骨格において、大きく様相を異にしている。

### 2 強制起訴議決は政府事故調の描いてきた事実を書き換えた

告訴団の武藤類子団長は会見で、「『やっこここまで来た』という思いです。原発事故は終わったという雰囲気がありますが、何も終わっていません。今後、開かれる刑事裁判の中で、事故の真実が明かにされ、正当な裁きが下されると信じています」とコメントした。弁護団の河合弘之弁護士は「原発事故の真実が永久に闇に葬られそうになっていたところ、再びドアを開かせた意味は非常に大きい。」とコメントした。

平成26年(2014年)7月の第1回の検察審査会の議決以降も、添田孝史氏によ

る岩波新書『原発と大津波 警告を葬った人々』や、平成26年(2014年)秋から年末に公開された政府事故調のヒアリング記録(聴取結果調書)、さらには東電株主代表訴訟における被告補助参加人(東京電力)の証拠提出などにより、津波対策に関する新たな証拠が次々に明らかになった。

今回の議決によってこれまで政府事故調の事故調査報告書や検察の捜査結果の背後に周到に隠されてきた、福島原発事故の真の原因が浮き彫りにされた。議決に指摘された事実関係は、これまで政府事故調によって描かれていた事実関係とは全く異なるものである。

## 第1 津波対策に関する公的機関の見解と耐震バックチェックの枠組み

### 1 津波対策を促す公的機関の活動

ここで、これまでに明らかにされている事実関係を時系列に沿って整理しておこう。

平成7年(1995年)1月に阪神淡路大地震が起き、これを踏まえて、平成9年(1997年)には福島沖の津波地震の想定が政府の7つの省庁がまとめた津波想定方法「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」として示され、この中で、日本海溝の津波地震が予測されていた。

平成12年(2000年)電事連報告では福島第一原発は日本一津波に脆弱であることが示されていた。すなわち、電事連の「津波に関するプラント概略影響評価」(国会事故調参考資料編 41頁)は、平成9年(1997年)6月の通産省の指示に対応してまとめられた。全国の原発の中で、想定値の1.2倍の津波で影響があるとされているのは福島第一と島根1,2号の2原発だけであった。これらのことは添田氏の著書でも明らかにされた。

平成14年(2002年)7月31日、推本の地震調査委員会により長期評価が公表された。これは、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでもM<sub>t</sub>(津波マグニチュード)8.2前後の津波地震が発生する可能性があるというものであった。長期評価には、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったが、過去の地震に関する資料が十分でない等の限界があることから、地震発生確

率や予想される地震の規模の数値には誤差を含んでおり、十分留意する必要があると記載されていた。

しかし、平成14年(2002年)2月に土木学会の原子力土木委員会津波評価部会が公表した津波評価技術は、過去に発生した領域で繰り返し同じタイプの津波地震が発生するという考え方によっており、過去に津波地震の発生していない領域については考慮されていなかった。しかし、太平洋プレートはつながっているのであるから、福島沖だけが大地震を起こさないということは、テクトニクス力学上もあり得ない。

平成15年(2003年)3月24日には、推本の地震調査委員会自体が、長期評価についての信頼度をA(高い)、B(中程度)、C(やや低い)、D(低い)の4段階のランクのうちCと公表していた。しかし、平成16年(2004年)5月に実施した地震学者への重みづけアンケート調査では、地震学者5名の回答結果の平均が、三陸沖から房総沖にかけての海溝寄りの津波地震の発生に関し、推本の長期評価に基づく考え方が約0.6、津波評価技術に基づく考え方が約0.4で、推本の長期評価に対する評価の方が上回っていた。

平成16年(2004年)末にはスマトラ島沖地震によるM9.5の巨大地震による大津波が発生し、プレート境界地震による津波の被害の深刻さを示し、インド南部のマドラス原発が大津波に襲われた。

## 2 新指針の既設原発への適用をめぐる水面下の動き

耐震設計審査指針の改訂作業が進行中であった平成18年(2006年)3月24日、金沢地裁は志賀二号炉の運転差し止めを認める判決を下した。この判決は旧耐震設計審査指針(以下「旧指針」という)によって原発の安全性が保障できず、新たな耐震設計審査指針の制定が必要であり、耐震設計が妥当であるといえるためには、直下地震の想定が妥当なものであること、活断層をもれなく把握していることと、採用する基準地震動の想定手法(いわゆる大崎の方法)が妥当性を有することが前提となるとした。

この新たな指針を満たすことが既設の原子炉を含めてすべての原発の安全性確保の前提であると考えるのが当然である(これをバックフィットという)が、この方針を貫く

と全国原発が一斉に停止することとなるため、できる限り速やかに新たな指針に適合するように改修を完了するという方針がとられた（これをバックチェックという）。この方針が誤っていたために、福島原発事故が避けられなかったという反省から、原子力規制委員会の定める新規制基準については、いくつかの猶予措置がとられ、批判もされているが、原則としてバックフィットの考え方がとられた。

志賀原発2号機運転差止判決によって旧指針の不備を判決で指摘された国は、大急ぎで指針の改定論議を打ち切り、同年秋には指針の制定作業を完了させた。ところが、それまでの過程には次のような事実が隠されていた。保安院は、平成18年（2006年）4月、原子力安全委員会に対し、旧指針に基づき建設された原発について、安全性に問題がないと表明するよう要求した。このことは、平成24年（2012年）5月17日に読売新聞の報道により発覚した。

保安院名義の文書は『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」改訂に向けて注意すべき点」と題するものである<sup>1</sup>。

この文書は、原子力安全委員会に対して、旧指針が原子炉等規制法の許可要件である「災害の防止上支障がない」という審査基準として不合理になったことを意味するものではないことを明示する必要があると要求したものである。そして、このような表明がないと、「現在の知見に照らせば、4号要件を満たしていないものであるとの批判が立地自治体やマスコミ等においても厳しくなり、これへの確たる反論ができない既設原子炉は、事実上運転停止を余儀なくされる」、国会でもこのような原発建設を認めた「行政庁・原子力安全委員会の見解・責任を厳しく追及されることは必定」などとし、原発訴訟では「特段の立証活動なしには到底敗訴を免れない」としている。この文書が国会対策と訴訟対策のために出されたものであることは明らかである。原子力安全委員会の有識者は「たびたび証人として出廷を強いられる事態」も発生しうるなどと、原子力安全委員会の委員を威迫し、対応を強要するような内容となっていた。

原子力安全委員会は、同年9月19日に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「新指針」という）を決定した。そこでは、「地震随伴事象に対する考慮」と

---

<sup>1</sup> <http://www.mizuhoto.org/policy/2012/05/post-5.html>

して、津波について、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分に考慮したうえで設計されなければならない」とされた。

保安院は、それを受け、各電力事業者に対し、既設の原子力発電所について新指針に照らした耐震安全性の評価を実施して報告を求める、耐震バックチェックを指示した。

### 3 耐震バックチェックルール

以下、耐震バックチェックルールにおける津波対策の記載箇所を引用する。

#### 7. 地震随件事象に対する考慮

##### (2) 津波に対する安全性

###### 評価手法

- ・施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波を想定する。
- ・想定津波による水位変化を適切に評価し、当該の津波発生時の施設への影響を適切に評価する。
- ・必要に応じて、津波による二次的な影響について評価する。

###### 確認基準

- ・施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波を想定していること。
- ・想定津波による水位変化を適切に評価し、当該の津波発生時の施設への影響を適切に評価していること。
- ・必要に応じて、津波による二次的な影響について評価していること。

###### 解説

##### 1) 評価方法

津波の評価に当たっては、既往の津波の発生状況、活断層の分布状況、最新の

知見等を考慮して、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波を想定し、数値シミュレーションにより評価することを基本とする。

## 2) 津波の想定及び数値シミュレーション

・津波の想定に当たっては、敷地周辺の既往の津波の被害状況、プレート境界付近及び日本海東縁部における津波の発生状況及び海域の活断層を考慮し、施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある津波を想定する。また、日本近海のみではなくチリ沖など敷地への影響が否定できない遠地津波も考慮する。

・津波の数値シミュレーションに当たっては、津波の断層モデル、津波の波源、海底地形、海岸地形等について適切にモデル化を行うとともに、適切な手法を用いて数値計算を行うものとする。

・津波の数値シミュレーションは、想定津波の発生域において、過去に敷地周辺に大きな影響を及ぼしその痕跡高の記録が残されている既往の津波について数値シミュレーションを行ったうえで、想定津波の数値シミュレーションを行う。

・既往の津波についての数値シミュレーションについては、痕跡高の再現性の検討を行い、数値シミュレーションに用いたモデル及び計算手法の妥当性を確認する。

・想定津波の数値シミュレーションに当たっては、既往の津波の数値シミュレーションを踏まえ、想定津波の断層モデルに係る不確定性を合理的な範囲で考慮したパラメータスタディーを行い、これらの想定津波群による水位の中から敷地に最も影響を与える上昇水位及び下降水位を求め、これに潮位を考慮したものを評価用の津波水位とする。

- 4 耐震バックチェックを指針改訂後2年以内に完了することは国の方針であった新しい基準が策定された以上、もともと許可されていた原発の安全性を確保するた

めには、新基準に適合していることを明らかにする必要があることは自明である。規制委員会のもとでバックフィット制度が採用されたが、本来このような制度が必要なものであった。

上述のように、新指針は原子炉を拘束する規範であることを自ら否定してしまったものの、耐震バックチェックを指針改訂後2年以内に完了することは国の方針であった。

このことを裏書きする資料もあった。

保安院が、土木学会による津波高さの1.5倍程度の想定を求めていることを示す資料である。

平成18年(2006年)6月29日にまとめられたとみられる「内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針(案)」(甲9)には次のように記されている。

「土木学会手法による津波高さ評価がどの程度の保守性を有しているか確認する。」

「土木学会による津波高さの1.5倍程度の(例えば、一律の設定ではなく、電力が地域特性を考慮して独自に設定する)を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする(AM対策との位置づけ)。」

「対策を講じる場合、耐震指針検討に伴う地盤調査を各社が開始し始めているが、その対応事項の中に潜り込ませれば、本件単独の対外的な説明が不要となるのではないか。そうであれば、二年以内の対応となるのではないか。」

この文書は極めて重要である。土木学会による津波高さの1.5倍程度を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくことが保安院の方針とされていたことが明確となるからである。

平成12年(2000年)の電事連の試算から明らかなように、福島第一は1.2倍の想定でもアウトであった。1.5倍では確実にアウトであり、この対策が確実に実施されていれば、福島第一原発事故は避けられた可能性が高い。

5 「必要ならば対策を立てるように指示する。」方針であった保安院

平成18年(2006年)9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと『不作為』を問われる可能性がある。」と報告されている(甲16)。

平成18年(2006年)1月の勉強会立ち上げ時点の資料では、保安院は、平成18年度に、想定外津波による全プラントの影響調査結果をまとめ、それに対するAM対策を平成21年度から平成22年度に実施する予定としていた(甲9)。

対策の完了時期は平成22年(2010年)とされていたのである。本件議決書において、東京電力が、当初、耐震バックチェックの完了時期を平成21年(2009年)6月に設定していたことが判明したが、これは保安院の上記指示に沿うものであった。

さらに、国会事故調報告書によると、平成18年(2006年)10月6日の耐震バックチェックに係る耐震安全性評価実施計画書についての全電気事業者に対する一括ヒアリングで、次のような口頭指示がなされている。

「保安院は、平成18(2006)年10月6日に、耐震バックチェックに係る耐震安全性評価実施計画書について、全電気事業者に対する一括ヒアリングを開いた。この席上で、保安院の担当者から津波対応について『本件は、保安院長以下の指示でもって、保安院を代表して言っているのだから、各社、重く受け止めて対応せよ』とし、以下の内容が口頭で伝えられた。

『バックチェック(津波想定見直し)では結果のみならず、保安院はその対応策についても確認する。自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕が少ないプラントは具体的、物理的対応を取ってほしい。津波について、津波高さや敷地高さが数十cmとあまり変わらないサイトがある。評価上OKであるが、自然現象であり、設計想定を超える津波が来る恐れがある。想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない。今回は、保安院としての要望であり、この場を借りて、各社にしっかり周知したものとして受

け止め、各社上層部に伝えること』(以上について国会事故調の86頁、456頁)

## 6 バックチェックルールの法的な位置づけ

原子力安全委員会は、バックチェックの法的な位置づけについて、『耐震設計審査指針』の改訂を機に実施を要望する既設の発電用原子炉施設等に関する耐震安全性の確認について」と題する委員会決定を行い、新指針に照らした各原発の安全性の確認を求める一方で、「今般改訂等がなされた「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」をはじめとする原子力施設の耐震安全性に関する記述を含む安全審査指針類については、今後の安全審査等に用いることを第一義的な目的としており、指針類の改訂等がなされたからといって、既設の原子力施設の耐震設計方針に関する安全審査のやり直しを必要とするものでもなければ、個別の原子炉施設の設置許可又は各種の事業許可等を無効とするものでもない。すなわち、上述の既設の原子力施設に関する耐震安全性の確認は、あくまでも法令に基づく規制行為の外側で、原子炉設置者等の原子力事業者が自主的に実施すべき活動として位置づけられるべきである」としてしまったのである。原子力安全委員会は、結果として保安院からの脅しに屈し、自らの制定した新指針が既設の原子炉を拘束する規範であることを自ら否定してしまったと評価できる。

他方で、平成18年(2006年)9月13日の第54回安全情報検討会で「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されていた。この方針が貫かれて、保安院によって対策が指示されていれば、事故は防ぐことができた。しかし、対策はとられず、保安院は東京電力など電事連の圧力に屈していくこととなった。この点の解明のためには、本審査の対象とされ、耐震バックチェックの長期先送り方針に同意した保安院関連の野口、森山、名倉の3名を起訴し、保安院内部で何が起きていたのかを徹底的に明らかにすることが必要不可欠である。

**第2 東京電力は、推本の長期評価を取り入れ、2009年6月までに津波対策を完**

## 了する方針であった

1 平成19年(2007年)12月には、耐震バックチェックにおいて、長期評価を取り込む方針で進められることになった

平成19年(2007年)には中越沖地震に見舞われた東京電力柏崎刈羽原発では想定された基準地震動を大幅に上回る地震動により、3000カ所の故障が生じた。建屋内の地下の浸水なども起きていた。この地震を教訓に、想定を超える地震・津波にも備えるべきであった。東京電力は、想定を超えても、大事にならなかつたと慢心した。

東京電力の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木調査グループでは、長期評価に基づいて試算すれば福島第一原発のその時点における想定津波の水位を大幅に上回る高さの津波が算出されることが高度に予想されていたこと、新潟県中越沖地震が発生後柏崎原発の運転が停止し東京電力の収支を悪化させ、さらに耐震バックチェックにおいて、推本の長期評価に基づく津波評価を行った結果、対策工事を実施すべきこととなった場合には、福島第一原発における津波に対する安全性を疑問視され、最悪の場合、福島第一原発の運転まで停止せざるを得ない事態に至り、そのことが東京電力の収支をさらに悪化させることが危惧されていたことが起訴議決に示されている。

東京電力は、耐震バックチェックを平成21年(2009年)6月に終了させる予定で、平成19年(2007年)11月ころ、土木調査グループにおいて、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討が開始され、以後、東電設計との間で津波水位の試算に関する打合せがなされた。そして、関係者の間では、少なくとも平成19年(2007年)12月には、耐震バックチェックにおいて、長期評価を取り込む方針で進められることになった(この事実は、政府事故調の報告書に示されていない)。

平成20年(2008年)2月16日に実施された東京電力の中越沖地震対応打合せでは、土木調査グループから別件被疑者元役員ら3名にその旨が報告されるとともに、それに関する資料が配付された。

東京電力は、平成20年（2008年）2月26日、今村文彦教授から、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」旨の指摘を受けた。平成20年（2008年）3月18日には、東電設計から、推本の長期評価を用い、明治三陸沖地震の津波の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定した場合の津波水位の最大値が敷地南部でO. P. + 15. 7メートルとなる旨の試算結果が出された。このような津波が発生すれば、福島第一原発のタービン建屋の設置された10m盤を大きく超えて浸水してしまうことは明らかであった。

平成20年（2008年）3月20日東京電力の地震対応打合せでは、耐震バックチェックの中間報告書の提出に伴うプレス発表に関して作成された想定問答集が報告され、津波評価に関して充実した記述が指示され、29日に実施された東京電力の地震対応打合せでは、耐震バックチェックの最終報告において推本の長期評価を考慮する旨が記載された修正済みの想定問答集が報告され、了承された。

最終報告において考慮するという事は、対策工事まで終了するという事である（別件東電株主代表訴訟原告準備書面より、丙89の1、98の1参照）。この想定問答集は、東京電力内部での了承も得られている（2015年7月30日付議決の要旨・11頁）。

この事実は、政府事故調の報告書に示されていないし、我々も把握しておらず、検察の捜査記録の中から、検察審査会の委員たちが探し出したのである。

この点、政府事故調中間報告書には、この頃推本の長期評価を「いかに取り扱うかが問題となった」という記載がある（政府事故調中間報告書396頁）だけで、一時期は東京電力においてこれを取り入れる方針が確定していたという重要な事実が、完全に抜け落ちている。

その後、東電設計が、同年4月18日付けで、推本の長期評価を用いた場合、本件原発の敷地南部でO. P. + 15. 7メートルの津波が発生するとの本件試算結果を出しているが別件東電株主代表訴訟原告準備書面より、丙85、当該事実は、同年6月10日、東京電力土木調査グループの担当者が、別件被疑者武藤に対し、本件試算結果を報告するとともに、原子炉建屋等を津波から守るためには、O. P. + 10メートルの敷地上に約10メートルの防潮堤を設置する必要があることを説明していること（2015

年7月30日付議決の要旨・11-12頁)等からすれば、そもそも東京電力が東電設計に試算を依頼したのは、何メートルの高さの防潮堤を建設しなくてはならないかを確定させるためだったと考えられる。

翻って考えてみれば、東京電力は、平成18年(2006年)7月、「マイアミ論文」を発表しているが、「マイアミ論文」は、確率論を恣意的に用いて津波対策を取らないことを正当化するものというより、推本の長期評価を無視できないことを認識した上で、この対策をとることを前提とした研究発表だった可能性が否定できない。

## 2 事故を招いた2008年6月の武藤副社長らによる津波対策先送りの方針転換

平成20年(2008年)6月10日には土木調査グループの担当者は、武藤副社長に対し、資料を示しながら、15.7メートルの試算結果を報告し、合わせて、原子炉建屋等を津波から守るために敷地上に防潮堤を設置する場合には、敷地上に約10メートルの防潮堤を設置する必要があること等を説明した(この敷地上に10メートルの防潮堤を作ることが説明されたという事実も、政府事故調の報告書には示されていない)。

別件被疑者武藤は、いくつかの検討を指示したが、平成21年(2009年)7月31日には、土木調査グループに対し、これまでの方針を変更し、耐震バックチェックにおいては推本の長期評価は取り入れず、津波評価技術に基づいて実施するよう指示した。そして、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、その方針について津波評価部会の委員や保安院の理解を得ること等が指示され、平成20年(2008年)10月には、それらの了解をおおむね得ることができた。その結果、耐震バックチェックの最終報告をする予定であった平成21年(2009年)6月の期日は延期されることとなった(この事実も、政府事故調の報告書に示されていない)。

東京第五検察審査会の平成26年(2014年)7月の議決において、被疑者小森が、平成20年(2008年)9月に行われた福島第一原発に関する耐震バックチェック説明会で、O.P.+15.7mの試算結果(本件試算結果)や現状よりも大きな津波水位を評価せざるを得ないので津波対策は不可避である旨の報告を受けた事実が認定されている。この根拠となる証拠が、平成20年(2008年)9月10日ころ作成された「福

島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）」という文書である。この議事概要には「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）」とあり、この文書は会議の終了後に回収されたことがわかる。この文書の2枚目の下段右側に、「今後の予定」として、以下の記載がある。

「推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂予定。／電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者への推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。／改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。／ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」

推本の知見を完全に否定することが難しい、より大きな津波高を評価せざるを得ない、津波対策は不可避とされている。土木学会への検討依頼は不可避の対策を先送りするものでしかないことをこの文書は自白している。

前記の「耐震バックチェック説明会（福島第一）」には、東京電力の福島第一の小森所長と本店の氏名不詳の幹部らしか出席していなかった。しかし、その認識は、会社の最高幹部に直ちに知らされ、共有されたことを示す証拠も見つかった。勝俣社長以下の幹部が出席した平成21年（2009年）2月の「平成21年2月11日中越沖地震対応打ち合わせメモ」がそれである。

ここに、吉田昌郎原子力設備管理部長の発言として、「土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1F5、6のRHR Sポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い方を良く考えて説明しなければならない。もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある」そして、武黒本部長が「女川や東海はどうなっているのか」と聞いたのに対して、「女川はもともと高い位置に設置されており、東海は改造を検討中である。浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題になっている」と担当者は答えている。また、清水社長の発言として「バックチェックと耐震強化工事を並行でやっているという姿

は見せなければならないのではないか」という発言も記録されている。これらは、バックチェックの完了時までには耐震補強・津波対策を完了できないことがはっきりとしてくる中で、ポーズだけを取って、運転を停止されないように世間を騙すという意味に受け取れる。

また、同日付の「福島サイト耐震安全性評価に関する状況」という資料6頁〈参考〉耐震安全性評価報告書の構成（一般的構成）の表の枠外に、手書きのメモがあり、「地震随伴事象（津波）」の部分について「問題あり」「出せない」「(注目されている)」と記載されている。この会議では、津波問題を主に議論がなされおり、津波対策をとらなければならない状況となっていることを東京電力が会社を挙げて必死に隠蔽していたことがわかる。

本項で取り上げた新たな証拠は東電株主代表訴訟において、東京電力が裁判所の求めに応じて提出したものである。しかし、同じ証拠は本件被疑者らに対する捜査記録の中にも同じものがあると考えられ、貴検察審査会の委員において、確認されることを強く求める。

### 3 2008年7月末日の方針転換

その後何があったのか定かではないが、東京第五検察審査会の議決書によると、別件被疑者武藤は、平成20年7月31日、土木調査グループに対し、これまでの方針（耐震バックチェックに推本の長期評価を取り入れて対策をとる。）を転換し、耐震バックチェックにおいては推本の長期評価を取り入れず、津波評価技術に基づいて対しバックチェックを実施するよう指示した（2015年7月30日付議決の要旨・12頁）。別件被疑者武黒は、遅くとも同年8月までにはこの方針転換を了承し、他の別件被疑者らもその前後に了承したものと考えられる。

もっとも、東京電力は、平成20年（2008年）9月10日の時点で、推本の知見に基づいた津波対策は不可避である別件東電株主代表訴訟原告準備書面より、丙90の2）ことを十分認識していることからすれば、上記行動は、推本の長期評価を考慮しないということが決まったわけではなく、単に対策工事を先延ばしにただけと評価すべ

きである。

これに伴って耐震バックチェックの最終報告書の提出予定は平成28年(2016年)1月まで延期されることになったが、このことが対外的に公表されることはなかった(国会事故調報告書・452頁)。

東京電力の津波対策についての早期対策放棄、土木学会への検討依頼という大方針転換は、約6年半という対策延長期間の長さからすると、耐震バックチェックの根幹を否定する異常な対応という他なく、土木学会に念のために検討させたなどという生やさしい問題ではない。政府事故調には土木学会への検討依頼があくまで「念のためである」ことが強調して書かれている(政府事故調中間報告書・397頁)が、明らかに政府事故調の事実誤認である。平成26年(2014年)7月30日付けの東京第五檢察審査会の議決書に記載されている通り、単なる「時間稼ぎ」(2014年7月30日付議決の要旨・8頁)と評価するのが正しい。

東京電力は、推本の知見に基づいた津波対策の必要性を十分認識しており、そうであるにもかかわらず「いくらなんでも時期尚早ではないか」(国会事故調報告書・88頁)という根拠のない楽観論によって、問題を先送りにしたのである。

#### 4 先延ばし工作に腐心する

その後東京電力は、津波対策の先送りについて、学者等への根回しをし、これを正当化することを試みる(国会事故調報告書・88頁, 2014年議決の要旨・8頁, 16頁)など、東京電力内部では、津波対策を先延ばしにする工作にばかり腐心していた。

このことは、別件被疑者勝俣, 清水, 別件被疑者武藤, 鼓, 小森, 別件被疑者武黒, 及び西澤らが出席していた平成21年(2009年)2月11日実施の中越沖地震対応打合せメモ別件東電株主代表訴訟原告準備書面より, 丙89の1)によって一層明確になった。

この会議で用いられた「福島サイト耐震安全性評価に関する状況」という社内関係者限りの資料において「地震随伴事象(津波)」の欄に、手書きで「問題あり」「だせない」「(注目されている)」との記載がある。耐震バックチェックにおける本件原発

の津波対策の重要性を十分認識しながら、これを先送りにしたために、いざ公表した際の批判を余計に恐れる東京電力の姿が、よくうかがわれる記載である。

さらにこの会議において担当部長が、「(土木学会手法よりも) もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある」と意見を述べると、別件被疑者武黒は「女川や東海はどうなっているのか」と、問題に正面から当たることなく他の原発の状況ばかりを気にし、これに対して氏名不詳者は、「(津波対策は) 当社と東海(第二原発)の問題になっている」「東海は改造を検討中である」等報告している。これを受けて清水は、「バックチェックと耐震強化工事を平行でやっているという姿は見せなければならないのではないかと述べ、津波対策の遅れを取り繕うために耐震強化工事を行っていることをもっとアピールするよう暗に指示している。東京電力では、周辺住民の安全の確保よりも自社の評判を保つことばかりに専心していたのである。

さらに同人らが出席した平成22年(2010年)2月6日に実施された地震対応全体会議のメモ別件東電株主代表訴訟原告準備書面より、丙98の1)からは、以下のやりとりが明らかになっている。

(□) 表中の☆は(耐震バックチェックの一引用者注) 報告書提出時期。H27年度まで広げている。他電力で一番遅いのは関電でH24年度かH25年度である。当社とは2年間空いてしまうので理解を得ながら進めたい。

(武藤) 最初は五月雨式に報告書が出ていくが、周りの電力が終わってくると東電は遅いという話も出てくる。1F1~3はつらいかもしれないが、全体としてよく対応している姿を見せていく。

(□) 1Fでは斜面の強化など目に見えるところもやっている。

このように東京電力は、耐震バックチェックの完了が遅いことで批判を受けることを恐れつつ、喫緊の課題である津波対策を先送りし、しかもそのことをまったく公表することなく、「全体としてよく対応している姿を見せていく」ことで世間の目を欺こ

うとしたのである（さらに東京電力が福島県や地域住民を騙していたことについては、甲13前掲添田『原発と大津波 警告を葬った人々』104頁以下参照）。

その後東京電力は、平成22年（2010年）8月、「福島地点津波対策ワーキング」を立ち上げているが、政府事故調は「福島地点津波対策ワーキング」について、「いわば頭の体操的に検討すること」が目的だとしていた（政府事故調中間報告書・400頁）が、これも政府事故調の誤りであり、推本の長期評価を取り入れた本件原発における津波対策を低コストで実施することを目的としたものだったと認定すべきであろう。

東京電力が、平成23年（2011年）3月7日、保安院にO. P. + 15. 7mの試算結果を報告したのも、かかる試算結果の重要性を十分認識しこれに対する対策を取ること自体は避けられないと認識していたからである。政府事故調は、津波対策が「東京電力社内で重要な問題として認識されていた形跡はうかがわれない」と結論付けた（政府事故調中間報告書・400頁）が、その存在意義が問われるような重大な事実誤認との非難を免れない。

東京電力内部では、津波対策は不可避であることが共通認識となっていたのであるから、本件事故が発生したその日の内に、事故の直接的原因が、平成20年（2008年）の7月の方針転換にあったことは、関係者の間では共有されたはずである。

ところがそれ以降、今日までの4年半は、東京電力と保安院だけでなく、政府事故調と検察庁までグルとなって、この明白な事実をどのように世間を欺き、小さく描き出すかに腐心してきた経過であったことがわかる。

### 第3 保安院は何をしていたのか

#### 1 貞観津波をめぐる東電と保安院の暗闘

平成20年（2008年）10月、東京電力の土木調査グループは、佐竹教授から、貞観津波の数値シミュレーションに関する論文の原稿を渡されたが、同年11月には、貞観津波についても、耐震バックチェックには取り入れず、土木学会の検討に委ねる方針となった。

発-原設管(土木)-H21-10  
平成21年6月11日

社団法人 土木学会  
[Redacted]

東京電力株式会社  
執行役員 原子力設備管理部長 [Redacted]

「委託研究」の申請について

下記により、調査研究の委託を申請いたします。

記

1. 委託研究題目

「津波評価技術の体系化に関する研究(その4)」

2. 研究の目的・内容

電力共通研究「津波評価技術の高度化研究(PhaseII)」において検討された内容等を学識経験者により審議いただき、体系化することを目的として、以下の内容について研究を実施する。

- (1) 波源モデルに関する検討
- (2) 数値計算手法に関する検討
- (3) 津波水位評価における不確かさの考慮に関する検討

3. 委託研究期間

契約締結日より平成24年3月23日まで

実際に土木学会への検討依頼がなされたのは2009年6月までずれ込んでいる(甲26)。この時期はまさに本来耐震バックチェックの最終報告が完了するはずであった時に当たる

その後、東電設計からは、貞観津波の波源モデルを用いた津波水位の試算結果が、福島第一原発でO. P. + 8. 6メートル～9. 2メートルとなるとの結果を受領した(土木学会手法では+3割程度、すなわち10メートルの敷地高さを超える)。平成21年(2009年)6、7月には貞観津波の問題が耐震バックチェック会議で岡村行信委員から指摘された。しかし、被疑者名倉審査官は津波の問題はまもなく提出される最終報告に盛り込むとして、問題を先送りした。

しかし、この時点で、保安院は最終報告の時期を数年単位で大幅に先送りする東京電力の方針を認めていたのであり、名倉審査官はバックチェックの審査委員をも欺いて、このバックチェックの長期延期方針を委員にも説明しないで、東京電力と結託し

てバックチェックの長期先送りを進めていたこととなる。これは、事故の結果と直接に結びつく行動であったといえる。

平成21年(2009年)6月の東京電力の株主総会本部長手持資料(別件被疑者勝俣のために作成されたもの)には、福島地区の津波評価として、巨大津波に関する知見として、推本の長期評価と貞観津波について記載され、これに伴う津波を考慮すると敷地レベルまで達し、非常用海水ポンプは水没する旨が記された。この事実は、今回の議決ではじめて明らかにされた。検察審査会の委員が検察の捜査資料の中から、探し出してくれたものである。

平成21年(2009年)9月には、東京電力が上記の試算結果を保安院に説明した。

小林勝原子力規制庁安全規制管理官の政府事故調調書には次のやり取りが記録されている。

小林「ちゃんと議論しないとまずい」／野口審査課長「保安院と原子力安全委の上層部が手を握っているから余計なことするな」／原広報課長「あまり関わるとクビになるよ」

また、平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に、保安院森山善範審議官が原子力発電安全審査課長らに送ったメールには、次のような驚くべき内容が書かれていた。

「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である。／貞観の地震は福島に対する影響は大きいと思われる。／福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対して注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超える恐れがある。／津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。／東電は役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。／というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました。」

これらの調書は、平成26年(2014年)秋から冬にかけての政府事故調の調書の一部公開によって明らかにされたものである。

森山善範審議官が、部下に貞観の津波こそが福島第一原発3号機の耐震バックチェックの最大の不確定要素であり、バックチェックを完了するには、津波対策工事が必要であることは東京電力の役員も認識しているという内容のメールを送っていたことは、福島第一原発について津波対策が不可避であること、バックチェックの引き延ばしは、この不可避の津波対策を遅らせることについて、保安院幹部の間に東京電力幹部と共通の認識が存在したことが裏付けられる。

このメールは添田氏の著書でも公表されたが、政府事故調の小林勝調書にも添付されていた。それでは森山審議官自身は自らの公開された調書ではどのように述べているのだろうか。

「貞観津波の問題を新知見検討会での議論に付そうとしなかったのは、あなたが当時、貞観津波の問題を重要な問題と認識していなかったからではないか。」という問いに対して「なぜだか、自分でもよく分かりません。」というとぼけた答えをしている(甲25・2頁)。この点が1F3の耐震バックチェックの最重点課題であったとメールの中で述べているのであるから、この調書は明らかに偽りを述べていることとなる。

「私は平成21年8月28日頃、及び9月7日頃に、小林勝耐震安全審査室長や名倉審査官が東電から福島地点における津波に関する説明を受けたことに関する報告を受けた記憶はない。」

「もし、私が名倉審査官と同じ安全審査官という立場であり、東電から福島地点における津波の想定波高がO. P. + 8mを超えるということを聞いたならば、上司に報告してどう対応すべきか相談していたと思う。」等と述べている(甲25・3頁)。これも、小林氏の前記調書に拠れば、しっかり報告されているので、真っ赤なウソということとなる。

森山氏には事故の予見可能性もあったし、回避のための措置を東京電力に命ずる権限もあった。決められた期限通りにバックチェックを終えるという判断によって津波対策は講じられることとなったであろう。

にもかかわらず、森山氏は、責任を否定して虚偽を述べている。その刑事責任は極めて重大である。

2 15. 7メートルのシミュレーション結果を東電は保安院に提出せず、隠した

平成22年(2010年)11月、推本が「活断層の長期評価手法(暫定版)」を公表したことを契機として、保安院は、東京電力に対し、津波対策の現状についての説明を要請した。

平成23年(2011年)3月7日東京電力は、15.7メートルシミュレーション結果を国に報告した。

保安院の審査官であった小林勝は、平成23年(2011年)3月7日に、このシミュレーションの報告が東京電力から保安院に対してなされた際に、土木学会の津波評価技術の改訂に合わせるという東京電力の方針に対して「「それでは遅いのではないかと。土木学会による津波評価技術の改訂に合わせるのではなく、もっと早く対策工事をやらないとだめだ」「このままだと、推進本部が地震長期評価を改訂した際に、対外的に説明を求められる状況になってしまう。」とコメントしたとされる。遅すぎた警告であった。

平成23年(2011年)3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生した。津波の浸水高はO.P.約+11.5~15.5mであったとされる。事故発生後8月まで、この3月7日の報告は国・保安院によって秘匿された。保安院は事故後まで東京電力を庇い続けたのである。東京電力は本件事故について同年3月13日の清水社長会見以来、事故は「想定外の津波」を原因とするものであり、東京電力には法的責任がないとの主張を繰り返した。このシミュレーションを明らかにしたのは、同年8月の読売新聞のスクープであった。

3 福島第一原発のバックチェックの最大の難問は、津波対策であった

耐震バックチェック最終報告で推本の長期評価を考慮することが決定されていたという事実は衝撃的な新事実である。政府事故調はこの事実を認識しながら、15.7メートルのシミュレーションは試算に過ぎず、土木学会への検討依頼の事実は「念のために」なされたものと政府事故調は判断していたが、あらかじめ決められていた方

針を転換し、速やかに終えなくてはならない耐震バックチェックの完了時期の長期先送りを意味していたのである。この方針転換こそが、事故の直接的な原因である。

東京第五検察審査会が起訴すべき旨の議決を下した3人の別件被疑者元東京電力役員らは、いずれ推本の見解に基づく対策が不可避であることを完全に認識していた。しかし、別件の3名の被疑者らは工事期間中、福島原発が運転停止することを恐れ、また、老朽化しまもなく寿命を迎える原子炉の対策のために多額の費用の掛かる工事を決断することができなかった。別件の3名の被疑者らは不可避の対策を遅らせることを目的に身内の土木学会へ検討依頼を行った。そして、このことが外部に漏れることを警戒し、所内の会議でも、津波対策に関する書類は会議後に回収するという徹底した情報の隠蔽工作がなされていたのである。

#### 第4 強制起訴議決の理論的根拠

##### 1 電力会社の高い注意義務を認めた

次に起訴議決の理論的背景について説明する。議決は、電力会社幹部の注意義務に関して、「原子力発電に関わる責任ある地位にある者であれば、一般的には、万が一にも重大で過酷な原発事故を発生させてはならず、本件事故当時においても、重大事故を発生させる可能性のある津波が「万が一」にも、「まれではあるが」発生する場合があるということまで考慮して、備えておかなければならない高度な注意義務を負っていたというべきである。」「その設計においては、当初の想定を大きく上回る災害が発生する可能性があることまで考えて、「万が一にも」、「まれではあるが」津波、災害が発生する場合までを考慮して、備えておかなければならない。」「大規模地震の発生について推本の長期評価は一定程度の可能性を示していることは極めて重く、決して無視することができないと考える。」と判断している。

そして、チェルノブイリ事故では数十キロメートル以上の地域が放射能で汚染され長い期間そこには何人も出入りすることができなくなってしまった。加えて、放射能が人体に及ぼす多大なる悪影響は、人類の種の保存にも危険を及ぼすとの見解を示している。原発事故は、ひとたび発生してしまうと事故が発生する以前の状態を取り戻す

ことが非常に困難で、取り返しのつかない極めて重大な事故であり、議決はこのよう  
な原発事故の本質を的確に捉えている。

「注意義務に違反したといえるためには、当該結果に対する具体的な予見可能性に  
基づく予見義務、結果回避可能性に基づく結果回避義務が認められなければならない。」  
としながら、「ここでいう「行為者と同じ立場に置かれた一般通常人」とは、本件に関  
していえば、原子力発電所の安全対策に関わる者一般を指していることになる。すな  
わち、原子力発電という非常に危険性の高い、極めて特殊な技術に関わる、高度な知  
識を有する者たち一般を意味していると考えられる。前記のとおり、原子力発電に関  
わる責任ある地位にある者であれば、一般的には、万が一にも重大で過酷な原発事故  
を発生させてはならず、本件事故当時においても、重大事故を発生させる可能性のあ  
る津波が「万が一」にも、「まれではあるが」発生する場合があるということまで考慮  
して、備えておかなければならない高度な注意義務を負っていたというべきである。」  
とした。

そして、当時の東京電力は、原子力発電所の安全対策よりもコストを優先する判断  
を行っていたとしつつ、「行為者と同じ立場に置かれた一般通常人」とは、コストより  
も安全対策を第一とする、あるべき姿に基づいて判断すべきものであり、当時の東京  
電力の考え方自体を一般化するべきではないとしている。検察官の判断には原発を通  
常の科学技術と同列に論ずる致命的欠陥があったが、議決はこれを根底から批判して  
いる。

「検察官は、本件地震は、推本の長期評価をも上回る想定外のものであり、ここま  
での津波について具体的な予見可能性はなかったのではないかと考えているようであ  
る。しかしながら、過失を認定するための結果の予見可能性とは、当該予見に基づい  
て結果回避のための対策を講じる動機付けとなるものであれば足りると考える。ここ  
では、少なくとも10m盤を大きく超える、当時の状況においては何らかの津波対策  
を講じる必要のあるような津波の発生についての予見可能性があればよいと考える。」

この議決は、我々が主張してきた高い注意義務を、刑法理論の通説である「具体的  
危険予見可能性説」を維持しながら、正確な事実認定と、無理のない理論的な根拠を

もとに認めたものであり、裁判所にも強い説得力を持つものだと考える。

貴東京第一検察審査会においても、この同じ枠組みに則って被疑者らの刑事責任について論じて欲しい。

## 2 まれな自然現象も考慮しなければならない。

本件の最大の争点は政府の推本の長期評価にもとづいて津波対策を講ずるべきであったかどうかである。議決は、「推本の長期評価は権威ある国の機関によって公表されたものであり、科学的根拠に基づくものであることは否定できない。」「大規模地震の発生について推本の長期評価は一定程度の可能性を示していることは極めて重く、決して無視することができないと考える。」とした。

原発事故は、放射性物質を大量に排出させ、その周辺地域を広範囲に汚染し、長い期間そこには何人も出入りすることができなくなってしまう。加えて、放射能が人体に及ぼす多大なる悪影響は、人類の種の保存にも危険を及ぼすと事故の重大性を明確にした。

そして、伊方原発訴訟最高裁判決（最判平成4年10月29日）が原発は、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させ、その安全性が確保されないと、原発の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染する深刻な災害を引き起こすおそれがあるとしていることを引用している。また、平成18年（2006年）9月に策定された新しい耐震設計審査指針において、津波について、原子力発電所の設計においては、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」が要求されていることを引用している。

原発事故の甚大性と非可逆性から出発し、議決は行政訴訟における最高裁の判示や、安全審査指針の文言に基づいて、まれな自然現象も考慮しなければならない根拠を明らかにしている。

### 3 原子炉が浸水すれば致命的であることはわかっていた

東京電力では、平成3年（1991年）10月30日、福島第一原発において海水の漏えい事故が発生し、タービン建屋の地下1階にある非常用ディーゼル発電機等が水没したという事故を経験し、平成19年（2007年）7月に発生した新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発1号機の消火用配管の破裂による建屋内への浸水事故を経験していた。海外では、平成11年（1999年）12月のフランスのルブレイエ原子力発電所の浸水事故、平成16年（2004年）12月のスマトラ島沖地震の津波によるマドラス原子力発電所2号機の非常用海水ポンプが水没する事故が発生していた。これらの事象は平成27年（2015年）6月のIAEA総会に提案された、福島原発事故に関する最終レポートにおいて、東京電力の責任を基礎付ける事実として引用されていたものであり、告訴団がレポートを翻訳して提出していたものが議決に活かされた。

### 4 東電役員被疑者らには具体的な予見可能性があった

このような認識のもとで、議決は、勝俣、武藤、武黒の3名の別件被疑者らについて具体的な予見可能性があると判断した。「東京電力では、平成21年6月には耐震バックチェックの最終報告を行い、それを終了させる予定であったところ、平成19年11月ころ、土木調査グループにおいて、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討を開始し、関係者の間では、少なくとも平成19年12月には、耐震バックチェックにおいて、長期評価を取り込む方針が決定されていた。」（2015年7月30日付議決の要旨・19頁）

この点は、これまでの政府事故調の報告では、曖昧にされていた部分である。政府事故調中間報告では、この部分は次のように判断されている。

武藤副本部長及び吉田部長は、三陸沖の波源モデルを福島第一原発に最も厳しくなる場所に仮に置いて試算した結果にすぎないものであり、ここで示されるような津波は実際には来ないと考えていた。東京電力が平成19年（2007年）7月の新潟県中越沖地震に見舞われた柏崎刈羽原発の運転再開に向けた対応に追われており、地震動対策への意識は高かったが、津波を始めとする地震随件事象に対する意識は低かった

と判断していた。そして、武藤副本部長と吉田部長は、念のために、推本の長期評価が、津波評価技術に基づく福島第一原発及び福島第二原発の安全性評価を覆すものかどうかを判断するため、電力共通研究として土木学会に検討を依頼しようと考えた。しかし、あくまで「念のため」の依頼であって、その検討の結果がかかる安全性評価を覆すものであるとされない限りは考慮に値しないものと考えていた。

しかし、この間に明らかになっている事実は、これまで説明したように、このような報告書の内容とは全く異なる。政府事故調は、重大な証拠を隠し、真実の隠蔽に手を貸してきたと言わざるを得ない。

被疑者武藤と武黒は長期評価に基づくシミュレーションとこれに基づく対策を先送りしたことを認めていたが、このことを知らなかったとしていた勝俣氏についての判断も注目されていた。議決は、地震対応打合せは、被疑者勝俣への説明を行う「御前会議」とも言われていたこと、津波対策は数百億円以上の規模の費用がかかる可能性があり、最高責任者である被疑者勝俣に説明しないことは考えられないこと、前記した平成21年（2009年）6月開催の株主総会の資料には、「巨大津波に関する新知見」が記載されていたこと等を根拠に強制起訴の結論を導いたのである。この議決は津波対策を先送りした武藤、これを是認した武黒だけでなく、事実を否認し、知らないとシラを切ってきた勝俣に対しても、有罪判決に等しい厳しい判断を下しているのである。

## 第5 第二次告訴事件においても、市民の正義に基づく判断を！

いまや、事実は明白となった。

保安院の津波対策を早期に完了させる方針とこれを受けた平成19年（2007年）12月に決められたバックチェックで推本の長期評価を取り入れるという東京電力自らの方針が実施されていれば、事故は防ぐことができた。

なぜ、この対策がなされなかったのかといえば、東京電力自らが、対策そのもののコストと津波対策工事を実施することとなれば、完了までの間原発の運転を停止させなければならなくなるもののリスクのために本来すべきであったはずの津波対策を放

棄し、東京電力と電事連の圧力に保安院が屈したためである。

バックフィットがとられていない状況の中で、バックチェックを短期間の内に完了することは、原発の安全上の弱点が表面化しないようにするため、極めて重要な政策目標であった。すくなくとも平成18年(2006年)段階では保安院はこのことを明確に認識し、対応していた。これを一企業の判断で、しかも、電力業界の強い影響下にある土木学会に検討を依頼し、バックチェックの完了期間を約6年半も延伸するという決定は、実質的にも、形式的にも危険きわまりないものであり、実際に福島原発事故という深刻な結果を引き起こしたのである。

福島原発事故に関してはたくさんの事柄が隠されてきた。この議決の根拠となった東京電力と国による津波対策の怠慢に関する情報の多くは平成23年(2011年)夏には検察庁と政府事故調の手にあつたはずである。しかし、これらの情報は徹底的に隠された。この隠蔽を打ち破ったのが、今回の検察審査会の強制起訴の議決である。市民の正義が政府と検察による東京電力の刑事責任の隠蔽を打ち破ったのである。

本件申立においては、東京電力の土木調査グループの幹部である酒井俊朗(土木学会委員)、高尾誠(土木学会幹事)と平成20年-平成21年(2008年-2009年)当時の保安院担当幹部である森山善範(保安院原子力発電安全審査課長、ついで保安院審議官)、名倉繁樹(保安院原子力発電安全審査課審査官)、野口哲男(保安院原子力発電安全審査課長)、を業務上過失致死傷の容疑で申立てている。

東京電力土木調査グループの2人は、津波対策が必要不可避であることを誰よりも強く認識し、その方向で準備を進めながら、別件被疑者武藤らによって、方針転換がなされると、不可避の対策を先送りするために保安院関係者などに働きかけ、その同意を求める活動に邁進した。しかし、平成20年(2008年)9月の内部文書にも示されているように、津波対策が不可避であることは完全に認識していた。具体的な予見可能性があることが明らかである。2人の説得活動により、不可避の津波対策が先送りされることとなったのであり、2人にはこのような業務は良心に照らしてできないとして消極的に抵抗するだけで、事故の結果を回避できたと考えられる。

保安院の3名は、福島第一原発の津波対策が不可避であることを認識しながら、津

波対策を先送りにするという東京電力の方針を認めてしまった大きな責任がある。  
保安院が、予定通り耐震バックチェックを完了させるという当たり前の方針を貫徹していれば、東京電力の津波対策の先送りは頓挫し、予定された津波対策を地震・事故以前に完了することができた。

このように、被疑者らの刑事責任は明らかであるから、貴検察審査会におかれては、東京電力の津波対策責任者2名と保安院の津波対策審査担当と責任者3名について、起訴相当の判断をすべきである。

以上